

# 携帯・スマホ経費の仕訳 早わかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

## 毎月の通信料・通話料の仕訳

スマホや携帯電話にかかる毎月の通信料や通話料は、一般的に「通信費」の勘定科目で仕訳します。個人事業主が、仕事とプライベートで同じスマホを併用している場合、仕事で使用する割合（例：60%）のみを経費にします。※このスライドにおける仕訳例では消費税については記載していません

### 法人の仕訳例

法人契約のスマホ通信費10,000円が普通預金から引き落とされた。（発生主義の場合においては、貸方に未払金を計上します）

借方	貸方
通信費 10,000円	普通預金 10,000円
(摘要：スマホ通信費 1月分)	

### 個人事業主（家事按分あり）の仕訳例

通信費10,000円が引き落とされた。事業使用割合は60%（プライベート40%）。

借方	貸方
通信費 6,000円	普通預金 10,000円
事業主貸 4,000円	
(摘要：スマホ通信費 1月分 事業用60%)	

## 【本体購入費の仕訳【10万円未満】

スマホ本体の購入費が10万円未満の場合は、「消耗品費」として購入時に一括で経費計上します。

### 法人の仕訳例（例）

事業用のスマホ（50,000円）を現金で購入した。

借方	貸方
消耗品費 50,000円	現金 50,000円

（摘要：○○部携帯電話1台購入 機種□□）

### 【ポイント】まとめ買いの場合

法人で複数台をまとめて購入し、合計額が10万円を超えたとしても、1台あたりが10万円未満であれば「消耗品費」として処理可能です。（摘要欄には「スマホ10台分」などと明記し、単価が10万円未満であることが分かるようにしましょう）

### 個人事業主（家事按分あり）の仕訳例

（例）スマホ（80,000円）を現金購入。事業使用割合は50%。

借方	貸方
消耗品費 40,000円	現金 80,000円
事業主貸 40,000円	

## 【本体購入費の仕訳【10万円以上】

10万円以上のスマホは「工具器具備品」（固定資産）として計上し、数年にわけて経費化する「減価償却」が必要です。

### 減価償却の基本

- 勘定科目：工具器具備品
- 耐用年数：4年（「電子計算機（携帯用パソコン）」として扱うのが一般的）

### 仕訳例（購入時）

（例）期首に事業用スマホ（120,000円）を普通預金で購入。

借方	貸方
工具器具備品 120,000円	普通預金 120,000円

### 仕訳例（決算時：減価償却費の計上）

（例）定額法（耐用年数4年）で計算：定額法 4年の償却率 $0.25$   $120,000\text{円} \times 0.25 = 30,000\text{円}$

借方	貸方
減価償却費 30,000円	工具器具備品 30,000円

※10万円以上20万円未満なら、3年で均等償却する「一括償却資産」も選択可能です。

## 周辺機器・修理代の仕訳

本体だけでなく、関連する周辺機器やメンテナンス費用も経費計上が可能です。

### 周辺機器の仕訳（スマホカバーなど）

スマホを保護するためのカバーや、充電器などの周辺機器は、一般的に「消耗品費」として仕訳します。

（例）業務用のスマホカバー（5,000円）を現金で購入した。

借方	貸方
消耗品費 5,000円	現金 5,000円

（摘要：○○部携帯電話のカバー購入）

### 修理代の仕訳（画面割れなど）

業務上必要なスマホの修理代は、「修繕費」として経費精算することができます（※継続して「通信費」や「消耗品費」で処理している場合は、その科目でも可）。

（例）スマホの画面が割れてしまい、修理代（8,000円）を現金で支払った。

借方	貸方
修繕費 8,000円	現金 8,000円

（摘要：スマホ修理代）